



# 産業廃棄物収集運搬業許可証

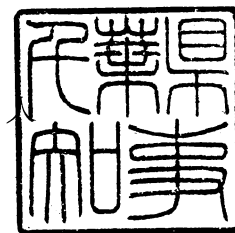
住 所 千葉県船橋市高瀬町31番地2

氏 名 船橋興産 株式会社  
代表取締役 高橋 政行

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊



許可の年月日 令和5年11月27日

許可の有効年月日 令和12年11月20日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、イ 廃油、ウ 廃酸、エ 廃アルカリ、オ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、カ 紙くず、キ 木くず、ク 繊維くず、ケ 動植物性残さ、コ ゴムくず、サ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、シ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ス がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

## 2. 許可の条件

なし

## 3. 許可の更新又は変更の状況

平成3年11月21日 変更許可  
令和5年11月27日 更新許可（優良認定）

## 4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県船橋市高瀬町31番地2

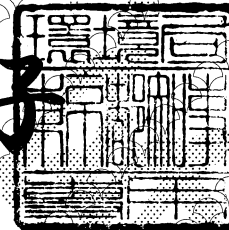
氏名 船橋興産株式会社  
代表取締役 高橋 政行



産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 令和 5年10月11日

許可の有効年月日 令和12年10月10日

### 1 事業の範囲

#### (1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

#### (2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、  
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上11種類)

### 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

### 3 許可の条件

「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 3年10月11日 新規許可  
令和 5年10月11日 更新許可 第6回

### 5 積替え許可の有無 無

### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県船橋市高瀬町31番地2

氏名 船橋興産株式会社

優良

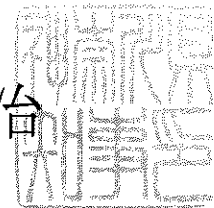
〔法人にあっては名称  
及び代表者の氏名〕

代表取締役 高橋 政行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩 祐治



許可の年月日	平成 30年 8月 10日
(初回許可年月日)	平成 25年 7月 1日
許可の有効年月日	平成 37年 6月 30日

## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集運搬 (積替・保管を除く。)

## (2) 産業廃棄物の種類 (取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

汚泥 (※2)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (※1※2)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (※2)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず (※1※2)、がれき類 (※1)

※1: 石綿含有産業廃棄物を含む。

※2: 水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3: 水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新及び変更の状況

平成30年 8月10日 更新許可

## 5. 積替え許可の有無

無

## 6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

## 備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県船橋市高瀬町31番地2  
氏名 船橋興産 株式会社  
代表取締役 高橋 政行

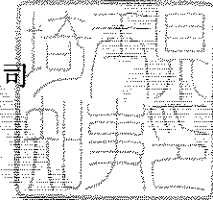
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司

許可の年月日 平成30年 7月17日

許可の有効年月日 平成37年 6月22日



## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）  
(2) 取り扱える産業廃棄物の種類  
汚泥  
以上1種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。  
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。  
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件  
特になし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成15年 6月23日	指令西環第27-2001号	新規許可
平成16年 7月26日	—	変更届（代表者）
平成25年 7月 3日	指令産廃第9-39号	更新許可
平成25年10月 4日	—	変更届（代表者）
平成30年 7月17日	指令産廃第9-180号	更新許可（優良認定）

## 5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

## 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

許可番号 00801008399

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

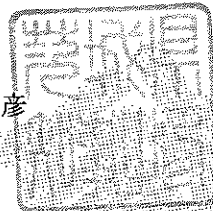
住所 千葉県船橋市高瀬町31番地2  
氏名 船橋興産株式会社  
代表取締役 高橋 政行  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 平成30年8月23日  
許可の有効年月日 平成37年10月27日



1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)  
積替え保管を除く：汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成6年4月14日	変更許可	平成20年10月28日	更新許可
平成10年10月28日	更新許可	平成25年10月3日	変更届(代表者の変更)
平成12年10月12日	変更届(住所の変更)	平成25年12月20日	更新許可
平成15年10月28日	更新許可	平成30年8月23日	更新許可(優良認定)
平成16年7月30日	変更届(代表者の変更)		以下余白

5. 積替え許可の有無 ~~有~~ 無  
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

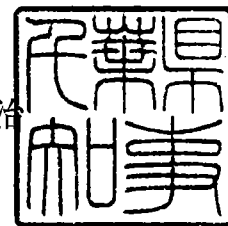
住所 千葉県船橋市高瀬町31番地2

氏名 船橋興産株式会社  
代表取締役 高橋 政行

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 令和元年9月10日

許可の有効年月日 令和8年8月17日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

#### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
エ 感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成11年8月18日 新規許可  
令和元年9月10日 更新許可（優良認定）

### 4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

### 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県船橋市高瀬町31番地2

氏 名 船橋興産 株式会社  
代表取締役 高橋 政行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

船橋市長 松戸 徹



許可の年月日 令和2年1月22日

許可の有効年月日 令和7年1月11日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

破碎及び溶融による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

(廃発泡スチロールに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙の1のとおり。

## 3. 許可の条件

許可証別紙の2のとおり。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年1月12日	新規許可
平成20年3月31日	変更届(施設の追加)
平成22年2月18日	更新許可
平成24年10月1日	変更届(株主の変更)
平成25年10月3日	変更届(代表者変更, 役員の変更)
平成27年1月12日	更新許可
令和2年1月22日	更新許可
令和2年2月12日	変更届(施設の変更)
令和4年7月6日	変更届(施設の変更)

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下余白



## 許可証別紙

## 1 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	処理能力 (設置年月日及び許可番号等)	数量	設置場所
廃プラスチック類 (廃発泡スチロール) の破碎・溶融施設	0.4 t/日 (第 2019-20-1-24 号) 許可:令和元年 12 月 10 日 設置:令和 2 年 1 月 22 日	1	千葉県船橋市高瀬町 39 番 6、 39 番 12
	1.6 t/日 (第 19-20-1-15 号) 許可:平成 20 年 2 月 29 日 設置:令和 4 年 6 月 24 日	1	
廃プラスチック類 (廃発泡スチロール) 保管施設	9.67 m <sup>2</sup> 19.34 m <sup>3</sup>	1	
	20 m <sup>2</sup> 50 m <sup>3</sup>	1	
	40 m <sup>2</sup> 100 m <sup>3</sup>	1	
	4.25 m <sup>2</sup> 10.6 m <sup>3</sup>	1	
	10.68 m <sup>2</sup> 4.41 m <sup>3</sup>	1	
製品保管施設	3.9 m <sup>2</sup> 3.9 m <sup>3</sup>	1	

## 2 許可の条件

中間処理及び保管は 1 に掲げる処理能力を超えて行わないこと。